

憲法院の組織及び権能に関する法律第 26 条，第 27 条（新）， 第 28 条，第 31 条及び第 32 条の改正法

第一条

1998 年 4 月 8 日に勅令第 ChS/RDC/0498/06 号により公布された憲法院の組織及び権能に関する法律及び 2007 年 1 月 31 日に勅令第 NS/RDC/0107/005 号により規定された憲法院の組織及び権能に関する法律の改正法の第 26 条，第 27 条（新），第 28 条，第 31 条及び第 32 条は，次のように修正される。

第 26.1 条（新）

憲法院は，立候補者の立候補又は候補者名簿への登録を却下する旨の国家選挙管理委員会の決定に対する政党又は立候補者からの書面による異議申立てについて，審査及び決定を行う。この異議申立ては，国家選挙管理委員会からの却下通知の受領後 5 日以内に行う。

憲法院は，異議申立ての受理後 10 日以内に，当該異議申立てについての審査及び決定を行う。

国民議会が任期満了前に解散となった場合，立候補者又は政党は，憲法院に対して書面により緊急の異議申立てを行うことができる。憲法院は，当該異議申立てについて直ちに審査及び決定を行う。

憲法院による異議申立てに関する審理は，その全部又は一部を公開して行う。憲法院は，審理の日時及び場所を決定し，その情報を公開する。

第 26.2 条（新）

憲法院は，個人又は代理人が選挙への立候補の承認を求めて行った国家選挙管理委員会への不服申立てを却下した国家選挙管理委員会の決定に関するその者又は代理人からの書面による異議申立てについて，審査及び決定を行う。この異議申立ては，国家選挙管理委員会からの却下決定の写しの受領後 5 日以内に行う。

憲法院は，異議申立ての受理後 10 日以内に，公開の審理において当該異議申立てについての決定を行う。

第 26.3 条（新）

憲法院は，選挙名簿に自らの氏名が記載されていないことについての不服申立て又は選挙名簿に記載されている自らの氏名が選挙に関する法律の要件に従った正しいものではないことについての抗告を却下する旨を決定した国家選挙管理委員会の決定に関する個人又はその代理人からの異議又は抗告の申立てに

ついて、審査及び決定を行う。この申立ては、国家選挙管理委員会からの拒否決定の写しの受領後 5 日以内に行う。

憲法院は、申立ての受理後 10 日以内に公開の審理を開始して、当該異議又は抗告に関する決定を行う。

第 26.4 条（新）

憲法院は、選挙に立候補した政党が選挙の暫定結果に関して直接書面により異議を申し立てた場合、当該申立てについて審査及び決定を行う。この申立ては、結果公示後 72 時間以内に行う。

憲法院は、当該申立ての受理後 10 日から 20 日以内に公開の審理を開始して、当該申立てについての決定を行う。

第 26.5 条（新）

憲法院は、国家選挙管理委員会が選挙の暫定結果に関する異議申立てを却下することに関する個人又は政党からの書面による異議申立てについて、審査及び決定を行う。この申立ては、却下通知の受領後 72 時間以内に行う。

憲法院は、当該申立ての受理後 10 日から 20 日以内に公開の審理を開始して、当該異議申立てについての決定を行う。

第 26.6 条（新）

憲法院は、国民議会議員の選挙に関する法律第 10 章及び上院議員の選挙に関する法律第 10 章に定めるところによる国家選挙管理委員会の決定により直接的な影響を受ける者からの書面による異議申立てについて、審査及び決定を行う。この申立ては、当該決定の受領日から 72 時間以内に行う。

憲法院は、当該申立ての受領日後 10 日以内に、当該申立てについての決定を行う。

第 26.7 条（新）

憲法院は、国民議会議員の選挙及び上院議員の選挙に関する有効な法により憲法院の管轄に属するものと判断される異議又は抗告の申立てについての審査及び決定を行う。

第 27 条（新，その 2）

1. 異議又は抗告の申立てを却下する旨の国家選挙管理委員会の決定に対して異議又は抗告の申立てを行う場合、憲法院に申立書を提出しなければならない。

申立書には、次の事項を記載するものとする。

- a. 申立人の氏名及び住所，又は代理人の氏名もしくは住所。申立人が政党である場合，当該政党を代表して申立てを行う者の氏名，住所及びその役職名を記載する。
 - b. 当該決定の概要，又は当該決定に対する異議もしくは抗告の申立ての内容の概要
 - c. 異議又は抗告の申立ての根拠
 - d. 異議又は抗告の申立ての根拠を証明するために調査される証拠
2. 選挙の暫定結果に対して直接異議を申し立てる場合は，憲法院に申立書を提出しなければならない。
- 申立書には，次の事項を記載するものとする。
- a. 政党の名称及び住所，並びに当該政党を代表して申立てを行う者の氏名，住所及びその役職名
 - b. 他方当事者の氏名，住所及び役職名
 - c. 異議の内容
 - d. 主張を証明する事実
 - e. 上記事実を証明するために調査される証拠
3. 国民議会議員の選挙に関する法律第 10 章及び上院議員の選挙に関する法律第 10 章の規定に基づき国家選挙管理委員会の決定による直接的な影響を受ける者が申立てを行う場合，憲法院に申立書を提出しなければならない。
- 申立書には，次の事項を記載するものとする。
- a. 異議申立人の氏名及び住所
 - b. 他方当事者の氏名，住所及び役職名
 - c. 主張の内容
 - d. 主張を証明する事実
 - e. 上記事実を証明するために調査される証拠
4. 憲法院に対する申立ては，いかなる費用も要しない。

第 28 条（新）

申立てが法律に反するものであり，法律を遵守していない点が是正されない場合，憲法院は，口頭弁論を行うことなく却下（他の権利を損なうことなく）の決定を行う。

申立てが必要な点を欠き，命令に基づく是正が行われない場合，憲法院は，当該申立てを却下（他の権利を損なうことなく）する。

憲法院は，事案に応じて，対面による質疑又は討論協議を行い，その審査及び決定を行う。

第 31 条（新）

憲法院の議長は、申立ての受理後、調査を担当するチームに対して権限を付与する。

当該担当チームは、必要に応じて、当該申立書に記載して主張すべき事項の欠缺を是正するための適切な期間及び命令を定め、書面により申立人に直ちに通知する。申立人が定められた期間内にこれを是正しない場合、憲法院は、当該申立てを却下（他の権利を損なうことなく）する。

当該担当チームは、必要に応じて、適切な期間を定めた上で、当該申立ての相手方に対して、書面により直ちに通知する。

第 32 条（新）

申立ての相手方からの答弁書の受領後又は相当の期間の経過後、かつ、調査が完了した後、担当チームは、憲法院の会議のために当該調査結果及び自らの概要を憲法院に提出する。憲法院は、さらなる調査を行うことができ、また申立人及び当該申立ての直接の相手方に対して聴聞を行うことができる。

第二条

本法律は、直ちに公布する。

プノンペン 2018 年 3 月 10 日

署名及び押印

国家元首代行 Samdach Say Chhum